

## 神戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定手続等を定める要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第4条第1項及び第29条第1項その他の法令に基づき、認定の申請及び届出の手続その他細則について、必要な事項を定める。

### (設置位置及び定員)

第2条 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」という）を設ける位置及び定員については、神戸市子ども・子育て支援事業計画に従い、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に定める教育・保育施設の周辺における配置状況、地域における待機児童の状況、将来の保育需要等を踏まえ、判断するものとする。

### (法令・通知の遵守)

第3条 法第3条第1項及び第3項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定にあたって、各法令・通知を遵守し、審査する。

### (建築基準法の遵守等)

第4条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されている建物であるものとする。また、建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であるものとし、それ以前に建築されたものにあつては建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に規定する方法で行った耐震診断により、耐震上問題がないことが確認された建物であるものとする。

2 本要綱の施行日前日において、現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所と同一の所在地において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を受けようとする場合若しくは現に幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を受けて

いる場合は、前項の限りでない。

(職員に関する基準)

第5条 職員の配置については、神戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件等を定める認定の要件等を定める条例（平成30年3月神戸市条例第35号。以下、「条例」という。）に従うほか、次の各号に定める基準を遵守するものとする。

(1) 教育及び保育に従事する者の数の算定方法については、年齢別に、入園人員を配置基準で除して小数点第1位まで求め（小数点第2位以下切捨て）、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入することによるものとする。

(2) 以下の条件を全て満たす場合には、配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務者を充てることができるものとする。

ア 学級担任は原則常勤専任であること。

イ 常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2名以上の場合は、最低2名）配置されていること。

ウ 常勤の教育・保育に従事する者に代えて短時間勤務の教育・保育に従事する者を充てる場合の当該短時間勤務の者の合計勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

(設備に関する基準)

第6条 設備の設置については、条例に従うほか、次の各号に定める基準を遵守するものとする。

(1) 乳児室又はほふく室については、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき、3.3平方メートル以上であるものとする。

(2) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入園させる場合は、調乳設備や体を洗う設備、汚物を処理する設備等必要な設備を整えるものとする。

(3) 乳児室・ほふく室・保育室及び遊戯室と調乳設備は、調乳を行う台の高さ以上の扉等で区画するものとする。

(地域子ども・子育て支援事業の実施)

第7条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、子ども・子育て支援法

第59条に規定される延長保育事業や一時預かり事業等地域子ども・子育て支援事業を実施するものとする。

(認定申請)

第8条 法第4条第1項の規定により幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を受けようとする者は、「認定こども園認定申請書」(様式第1号。以下、「認定申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 認定申請書を提出する場合は別に市長が定める期日までに必要な書類を添えて認定申請書を市長に提出するものとする。

3 市長は、法令及び本要綱に定める要件を満たす場合は、「認定こども園認定書」(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(認定事項変更届)

第9条 市長は、法令及び本要綱の基準を満たす「認定こども園認定事項変更届」(様式第3号)を受け付けたときは、「認定こども園認定事項変更受理通知書」(様式第4号)を交付するものとする。

(廃止・休止申請)

第10条 認定を受けた者が、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を廃止又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を休止しようとするときは、原則として6か月以上前までに、「認定こども園廃止・休止申請書」(様式第5号)を市長に提出する。

2 市長は、適当と認める場合は、「認定こども園廃止・休止承認書」(様式第6号)を交付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し、必要な事項は所管局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、条例の施行の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。